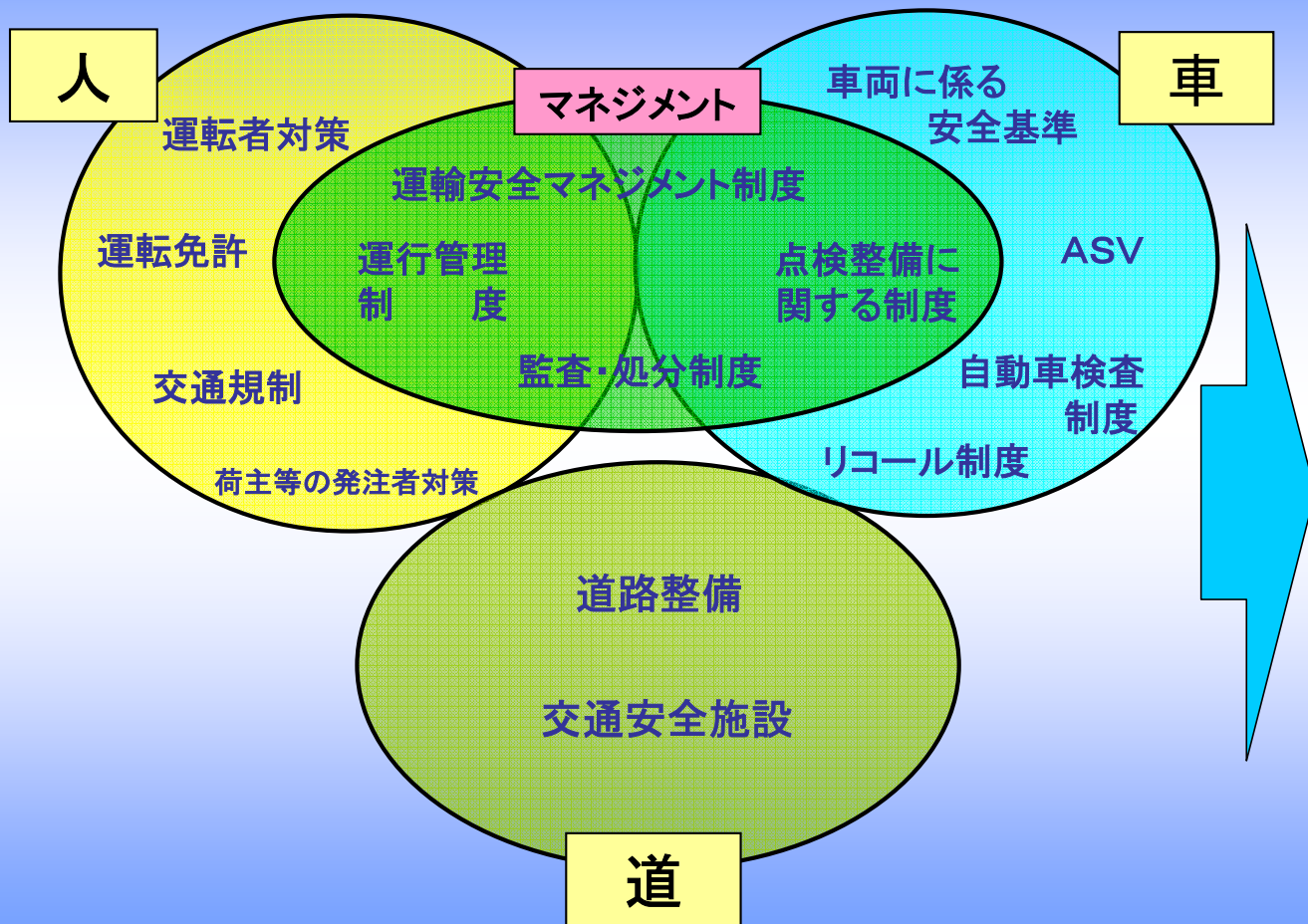


## 事業用自動車に係る総合的な安全対策(第2編 制度編)

1. 事業用自動車の安全対策のイメージ
2. 交通安全基本計画
3. 国土交通省による安全対策の強化
4. 運輸安全マネジメント
5. 運行管理者制度
6. 事故情報の活用
7. 運転者対策
8. 荷主等の発注者対策
9. 点検整備に関する制度
10. 監査・処分制度
11. 車両に係る安全基準
12. 先進安全自動車(ASV)
13. その他の主な安全対策

# 1. 事業用自動車に関する安全対策のイメージ



事業用自動車の安心・安全な自動車交通の実現

## 2. 交通安全基本計画

・昭和45年の交通安全対策基本法を受け、昭和46年度以降、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である交通安全基本計画（5カ年計画）が定められている。

### これまでの目標

第1次交通安全基本計画(昭和46年度～昭和50年度)  
昭和50年の歩行者推計死者約8,000人を削減

第2次交通安全基本計画(昭和51年度～昭和55年度)  
過去最高であった昭和45年の交通事故死者数16,765人の半減

第3次交通安全基本計画(昭和56年度～昭和60年度)  
昭和60年までに年間の死者数を8,000人以下にする

第4次交通安全基本計画(昭和61年度～平成2年度)  
平成2年までに年間の死者数を8,000人以下にする

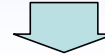
第5次交通安全基本計画(平成3年度～平成7年度)  
平成7年の死者数を年間1万人以下とする

第6次交通安全基本計画(平成8年度～平成12年度)  
年間の交通事故死者を平成9年までに1万人以下とし、さらに、平成12年までに9,000人以下とする

第7次交通安全基本計画(平成13年度～平成17年度)  
平成17年までに、年間の死者数を交通安全対策基本法施行以降の最低であった昭和54年の8,466人以下とする

### 第8次交通安全基本計画の目標 (平成18年度～平成22年度)

平成22年までに、年間の死者数を5,500人以下にする。  
平成22年までに、年間の死傷者数を100万人以下にする。



### 4つの視点

少子高齢社会への対応

歩行者の安全確保

国民自らの意識改革

ITの活用

### 8つの柱

道路交通環境の整備

交通安全思想の普及徹底

安全運転の確保

車両の安全性の確保

道路交通秩序の維持

救助・救急活動の充実

損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

研究開発及び調査研究の充実

### 3. 国土交通省による安全対策の強化

